

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会 事務局長 山崎洋介

2015 年 1 月 14 日、政府は、平成 27 年度予算案を閣議決定した。一般会計の総額が過去最大の 96 兆 3420 億円となる中、公立義務教育諸学校教職員人件費に係る義務教育費国庫負担金に関しては 38 億円減(3100 人減)となる、大変厳しい予算案となっている。

ここ数年は、「少人数学級」「少人数教育」をめざし教職員増員を要求する文科省と、財政再建を理由に少人数学級制に消極的な財務省との間で、少人数学級制の推進の是非を焦点とした財政折衝が続いていた。しかし、今回の折衝においては、文科省の概算要求から「少人数教育」の要求は後退し、財務省は小 1 での 35 人学級を 40 人学級にもどせと要求するなど、焦点は少人数学級制の維持・後退をめぐるものとなった。その結果は、国民世論の反発が強い小 1 35 人学級制廃止はひとまず断念されたものの、少人数学級に活用されている指導方法工夫改善加配教員が 400 人減(3 年連続)となるなど、政府の少人数学級制政策は後退し、地方裁量で行われている「少人数学級制」の推進・維持もいっそう困難となる予算案となっている。

かつてなく困難化複雑化する教育環境で長時間過密労働を強いられている学校と教職員の現状を打開するためには、大幅な教職員増がどうしても必要である。ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会は、これまで「本当の 30 人学級」と教職員の大幅増を求めて調査研究を進めてきた立場から、今回の文科省予算案の内容について見解を表明する。

1. 平成 27 年度 教職員配置に係る予算案の内容

内容をおおまかに箇条書きにすると以下のとおりである。

(平成 26 年度予算額に対し○は増、●は減を示す。)

(1) 義務教育費国庫負担金

予算額：1 兆 5284 億円 (● 38 億円 0.2%)

増額分

- ・教職員定数改善 19 億円(900 人) ●
- ・人事院勧告の反映による教職員給与改定 90 億円

減額分

- ・少子化に伴う教職員定数の自然減(● 3,000 人)と合理化減(● 1,000 人) 86 億円
- ・教職員若返り等による給与減 ● 61 億円

(2) 教職員定数

定数改善分 900 人

授業革新等による教育の質の向上 200 人

- ・課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進：100 人
- ・小学校における専科指導の充実：100 人

チーム学校の推進 230 人

- ・学校マネジメント機能の強化：100 人(教頭・主幹教諭等の充実)
- ・養護教諭・栄養教諭等の配置充実：30 人
- ・専門人材の配置充実：100 人(学校司書、ICT 専門職員、地域連携担当職員等の充実)

個別の教育課題への対応 250人

- ・家庭環境や地域間格差など教育格差の解消：100人(学力保障に必要な教員の加算措置)
- ・特別支援教育の充実：100人
- ・いじめ等の問題行動への対応：50人

学校規模の適正化への支援 220人

- ・学校統合に係る支援：200人(統合前1年～統合後2年)
- ・過疎地の小規模校への支援：20人

被災した児童生徒のための学習支援としての加配措置(1,000人 22億円)継続《復興特別会計》

合理化減分 1000人¹

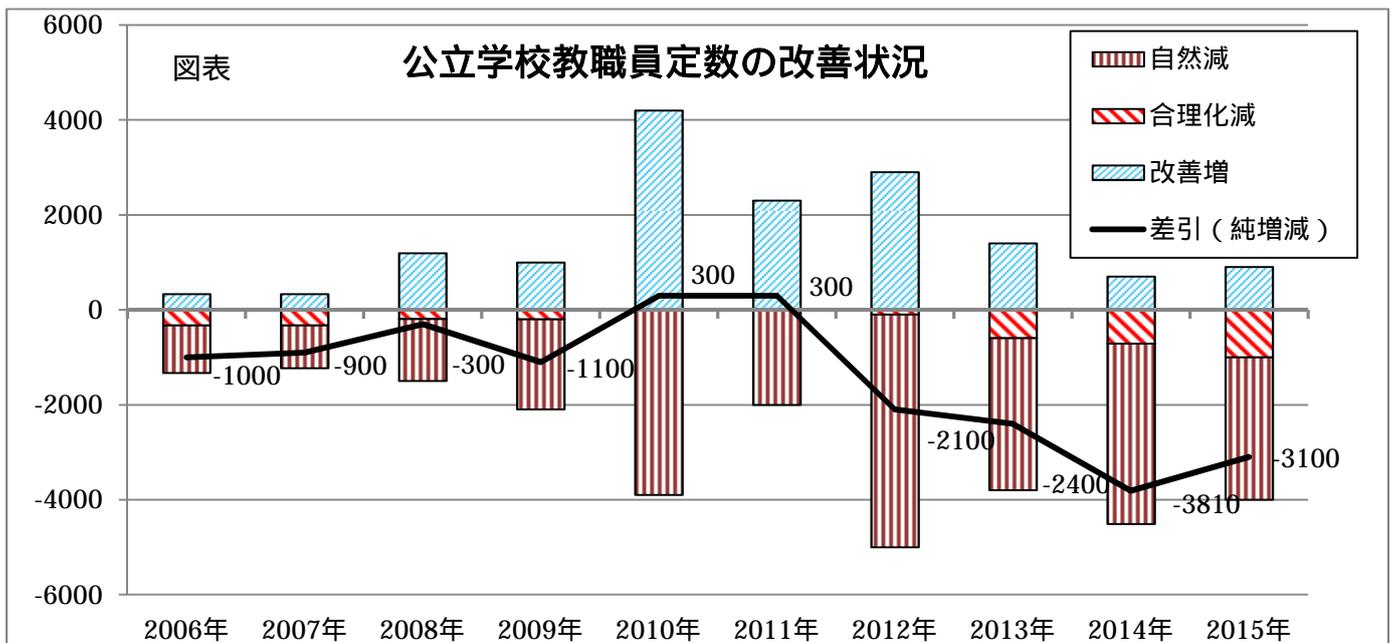
- ・加配定数 指導工夫改善加配 400人
- ・基礎定数 学校統合の支援による政策減 600人

3、文科省予算案の検討

(1) 教職員定数は大幅減が続く

教職員定数についてみると、定数改善増900人に対して合理化減が1000人となり、自然減3000人を合わせると3100人の減となり、教職員大幅増を願う教育現場の要求に応えるものとはなっていない。

財務省の提示した資料から2015年度までの教職員定数の変化をグラフにすると、図表のとおりである。



2001(平成13)年の義務標準法改正時、自公政権は、少子化等による教職員定数の基本部分での減少を、少人数学級化(定数措置としては少人数授業実施などための「指導方法工夫改善加配」)を中心に、加配定数部分の改善に振り向けると説明していた。しかし、この説明通りであったのは5年間だけで、以後は定数全体の数については、300人～1000人程度減じている。

民主党等政権への政権交代後の2010(平成22)年度と2011(平成23)年度には、加配定数の増、小1の35人学級化などにより差引(純増減)で300人増となった。2012(平成24)年度では、小2への35人学級化に対する加配定数を含め2900人増加したが、一方で自然減が4900人あり、差引(純増減)では2100人減となった。

自公政権への再交代後の2013(平成25)年度の予算においては、加配定数増は800人とどまり、合理化減

(600 人)も推進して定数全体では 2400 人減となった。2014(平成 26)年度の予算案では、合理化減(713 人)が加配定数の増(703 人)を初めて上回る(10 人)ものとなり、定数全体では、自然減を含めると、3810 人の大幅減となったが、2015(平成 27)年度は、さらに合理化減(1000 人)が加配定数増(900 人)を 100 人上回る予算案となっている。このように、教職員定数は大幅な減が続いている状況である。

(注:「0」は、前年度の定数を示しているなので、2006 年度から 2015 年度の実際の減少数は、実に 12110 人のマイナスとなる。)

(2) 大幅な教職員定数減は教育現場の願いに背くもの

教職員定数改善分 900 人の内容は、文科省が概算要求時に公表した「新たな教職員定数改善計画(案)(10 年間)」に沿ったものとなっている。文科省が「10 年後の学校の姿を見据えて策定する」というこの計画案では、「質と数の一体的な強化を進める」として「追加的な財政負担を要することなく必要な改善計画を実施」するものであり、はじめから予算増を要求していなかった。要するに「定数増」ではなく、定数の枠内で「配置転換」を図る目的であったが、今回の予算折衝の結果、予算案では現状維持どころか、ばっさりと削減されている。

そして定数改善の転換先とされているのが、教育現場が期待していた基礎定数の増ではなく、「学校マネジメント機能の強化 :100 人(教頭・主幹教諭等の充実) や、学校統合に係る支援 :200 人などの国庫加配定数の増である。8 月ごろの報道では、文科省が少人数のための国庫加配定数の一部を基礎定数に振り替える方針であることが伝えられていたのだが、実現できなかったようだ。

(3) 少人数学級化政策の後退(この間の政策動向を振り返る)

今回の予算折衝において、焦点となったのは、少人数学級の推進ではなく、維持・後退であった。財務省は小学校 1 年生に実施している 35 人学級を「教育的効果が見られない」として、40 人学級に戻して教職員の 4000 人削減、86 億円の予算削減することを求めた。国民の世論と運動により、今回の 40 人学級復活は断念したものの、財務省はその姿勢をくずしてはいない。

国民の長年にわたる運動により、学級編制標準は 50 人から 35 人へと徐々に引き下げられてきた。2011(平成 23 年)年には、民主党等政権により義務標準法が改正され、小学校 1 年生についてのみ 35 人学級制が実現した。2012(平成 24)年には、法改正によるものではなかったが、国庫加配定数を増やす予算措置により、小学校 2 年生もほぼ 35 人以下となった(少人数学級編制に使用可能な指導方法工夫改善加配 900 人増)。

さらに、文科省は同年 9 月、「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案(H25~H29)~12 年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて~」を発表。その内容は、2013(平成 25)年度からの 5 カ年で、中学校 3 年生までの 35 人学級化をめざして教職員を 27,800 人増員するというものであった。文科省は、その初年度(2013 年度)の国庫負担金概算要求で、119 億円増(教職員 5500 人増)を求めた。しかし、財務省は費用対効果の観点から少人数学級の効果が明らかでないとしてこれを認めず、文科省と財務省の折衝の結果、「今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、来年度実施見送り、引き続き検討」することとなった。この時期に、自公が再度政権党となり、加配定数は 800 人増とされたものの、その中で指導方法工夫改善加配は 400 人の大幅な「合理化減」とされた。

2013 年度となって、文科省は全国一斉学力テスト(政権再交代後、再度悉皆調査へと変更)実施の理由とも位置付けて、「学級規模の縮小と子どもの学力向上との相関関係」を明らかにしようとした。しかし、財務省は、学力検査の分析結果について、「教育効果が検証されなかった」と指摘した。これを受けて、文科省は「新たな教職員定数改善計画案(少人数学級推進)」を放棄し、概算要求では、「少人数教育」推進のための定員改善(2,100 人増)を含む 82 億円増(3,800 人増)を要求するにとどまった。それに対して、財務省は加配定数を利用したの「少人数教育」拡大の文科省の予算増額要求をいっさい認めなかったばかりか「既存定数の少子化による児童生徒数の減少等を踏まえ」指導方法工夫改善加配をさらに 400 人削減した。文科省は、その部分の予算復活折衝

さえ行わなかった。その結果、義務教育費国庫負担金を計上する要求趣旨において、文科省 2014 年度予算の概算要求では「少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備」であったが、財務省が提出した予算案では「少子化時代に対応する教職員配置改善等の推進」となり、「少人数教育」の要求は後退した。

そして今回、財務省が 40 人学級復活の要求までするようになり、指導方法工夫改善加配はさらに 400 人削減（三年連続）されることとなった。このように、少人数学級制にかかわる政策は大幅に後退した。この文科省と財務省の少人数学級からの後退姿勢は、地方裁量で実施されている「少人数学級制」に大きな影響を及ぼさざるを得ないであろう。

2、少人数学級推進と教職員増を否定する論理を批判する

今回の予算案について、財務相の諮問機関である財政制度等審議会「平成 27 年度予算の編成等に関する建議」（2014 年 12 月 25 日。以下「建議」）で主張されている少人数学級制と教職員増の否定論を批判的に検討してみたい。

（1）教育費は人材育成のためのコストなのか？

建議は、「近年、公教育支出については、少子化が進む中で低下しておらず、児童生徒 1 人当たりの支出額は平成元年度以降、約 6 割も増加している。」「日本の小中学校向け公財政支出は、国際的に低い水準であるとの議論があるが、これは子どもの数が諸外国に比べて少ないためである。」などと、国の教育費支出が子ども一人あたりで計算すれば実質的な予算増となっており、国際的比較においても妥当な水準であると主張する。そして、少子化による子どもの減少の進行度合いに比べ、教育費の減り方が少なすぎるとして、既存の教職員配置や学校運営の効率化を主張している。その結論として「より費用対効果の高い施策に予算を重点化する」ため、教職員の配置転換による教職員人件費削減や学校統廃合による学校減などを促している。

しかし、これは、そもそもの議論が逆立ちしていないか？この論理に従えば、少子化が進めば教育費を削減できることになってしまう。現代日本において子どもが減少した理由は、子育てにかかる費用が増大しているからであることはあきらかで、教育費削減を削減すれば、さらに少子化が進んでしまうのではないだろうか。「学力向上」に直接結びつかない教育施策やムダな小規模校の維持などに教育費を支出することは非効率だという論理は、財務省が教育費というものをグローバル人材育成のコスト（投資的経費）としか考えず、その費用対効果ばかりを検討しているところから来ているのではないのか。「教育は未来への投資」などという言葉は、国家の利益を生まない人材のために資本を投下するのは、経済的損失だといわんばかりである。

新潟大の世取山洋介氏の研究²によれば、小中高等学校で 30 人学級を実現するための費用は約 1 兆 2600 億円、小中高等学校の授業料と学修費を無償化するための費用は約 2 兆 1100 億円、保護者の授業料負担を 1~4 割程度軽減できる私学助成制度の組み替えのための費用は約 1 兆 1200 億円程度であり、すべて実施すれば教育費の公費支出は現状より約 4 割増えることになる。しかし、その対 GDP 比は 3.4%（0.9%上昇）となるものの、OECD 加盟国平均にようやくとどくかどうかの水準となるにすぎない。世取山氏は「国際的な水準からみれば、ごく控えめな要求にすぎない」と指摘している。これこそが国民の願いであり、子どもを産み育てる希望となり、保障となる政策である。そしてそれは、世界第三位の経済大国である日本ならば充分に実現可能なことである。

（2）教育費を子ども一人あたりで計算する教育予算削減論について

建議は、教育費支出が効率的でない根拠として、少子化に伴う児童生徒一人当たりの教育費の増というデータを多用している。例えば、「公立小中学校の教職員定数については、平成元年度以降、児童生徒当たりで約 1.4 倍に増加している。なかでも政策目的に応じて予算措置される定数（加配定数）は児童生徒当たりで約 8.3 倍に増加している。」ことを挙げて「児童生徒当たり教職員数をこれ以上増やさないと最低限の効率化努力を求

めることとすれば、毎年度約 1,600 人（ 34 億円）の加配定数合理化が必要である。」と試算している。

現行の学級を基礎として義務教育費国庫負担金を算出する方式は、全国どの地方でも、等しく教育を受ける権利を保障する制度として生まれ、維持されてきた。義務教育水準の維持向上にとって重要な方式であるこの「学級あたり算定」こそが、財務省のターゲットのようである。

義務標準法の定めにおいて、教職員の定数は学級数を基礎として算出される。その学級は一つの学年で編成することを原則として、上限を定めているから、決して「子ども一人あたり」には換算できない。これを、「子ども一人あたり」に単純に割り算で求めるなら、小規模の学校では、学年を基本とした学級編制は出来なくなる。現行法では、複数の学年の児童・生徒を一つの学級で教える複式学級の編制基準は二学年合わせて 16 人以下とすることになっている。8 人と 9 人の場合、8 人の 1 クラス、9 人の 1 クラス編制となる。もしも、現状の予算額を児童生徒数で割り算をして、一人あたりの金額を決めるとすれば、8 人分や 9 人分で 1 学級分の費用は賄えない。（つまり先生を一人任用することはできない。）それでは、多くの学校の学級が、成立不能となってしまう。北海道や鹿児島県に代表されるような小規模校の多い都道府県では、学校の運営は困難となるであろう。

建議は、「小中学校の児童生徒数が直近のピーク時から約 30 年間で 4 割以上減少しているのに対して、学校数については、小学校で約 16.6%、中学校で約 7.5%の減少にとどまっており、」「教育水準を効果的・効率的に向上させるため、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割分担の下で学校の統廃合に積極的に取り組む必要がある。」という結論を導いている。審議会合で財務省は、仮に対象校を全て統廃合すると、全国で 16%に当たる 3325 校をなくすことができ、教職員は 18034 人減らせるとの試算も提示した。

そして、文科省は 1 月 19 日に、教育委員会が小中学校の統廃合を検討する際の指針となる「手引き」を約 60 年ぶりに改定した。その中で、小学校で 6 学級以下、中学で 3 学級以下の学校は統廃合の適否を「速やかに検討する必要がある」と明記し、通学範囲の条件も「おおむね 1 時間以内」という基準を設けて緩和し、より遠方の学校と統廃合しやすくするなど、地方教育委員会にさらなる小中学校統廃合を促している。

つまり、児童生徒一人当たりの教育費という論理は、少子化を利用して教育費支出削減の妥当性を合理化するものであり、非効率なコストカットのために大規模な学校統廃合と教職員削減をねらうものである。

（ 3 ）少人数学級は教育的効果が認められないという否定論について

建議は、「少人数学級については、子どもの教育環境が改善するとの意見もあるが、客観的・具体的な指標でそれを示すエビデンスはない。また、他の代替的施策との費用対効果の比較も十分になされていない。」として地方裁量「少人数学級制」にも、小 1 の 35 人学級制にも否定的な姿勢を示している。

そもそも、教育といとなみの性格上、それぞれの教育の成果に関する客観的・具体的な数値での指標を示すこと自体が大変困難なことであり、不可能なことである。たとえ、学力・いじめ・不登校・暴力行為の発生件数などの行政的報告データに、なにがしかの変化がみられたとしても、それは単にひとつの教育的とりくみ、方法の結果とはいいがたく、それぞれ個別の事情や様々な教育の結果として現れるものであることは、誰もが家庭・学校教育での経験などにより了解ができるであろう。したがって、学級人数が少なくなれば、メーターの針が振れるように教育効果が目に見えて現れるというものではないし、教育効果がデータとして証明できなければ、少人数学級の教育的効果がないなどというのは暴論に近い。それは、文科省が推進しようとする少人数学級制以外の教育施策にもいえることであろう。

それでも、少人数学級にして学級の人数を減らせば、子どもたちに目がゆきとどくし、教職員の数が増えて手厚く教育指導できるし、教育費を増やせば保護者の教育費私費負担は減って、施設設備、教材教具などの教育環境は改善されるということは、誰にでも理解ができる。なのに、日本国は教育費支出をしぼり、教育条件の改善に消極的な態度を続けてきた。少人数学級実施は、上記の「学級あたり算定」方式の中で、教育予算を増やし、

貧困な教育条件改善を求める要求の象徴であるといつてよい。だから、もはや国民的世論といえるほどに合意されているといえる。それを正面から否定することは、教育条件改善を拒否することに等しい。これが、日本の教育のあり方をめぐり、ゆきとどいた教育を求める国民と、グローバル人材を効率的に養成したい政府の対決が、「学級」の上限人数をめぐってたたかわれている所以である。

少人数学級制否定論その1～「OECDも少人数学級の教育効果に否定的である」

少人数学級制否定の論理として建議が挙げている論拠は、もはや難癖に近いといつていい。これには下村文科大臣も1月11日の記者会見で「これはもう現場を全く知らない、机上の財務省の財政審の空論だと思いますし、そう指摘をしてきました。」と発言している。

まず、OECDのPISA2009読解力調査の分析を抜粋引用している³が、都合のよい解釈による、まさに我田引水である。これらの抜粋の出典であるOECD“Educationalatag glance2011”,282頁・394～395頁やOECD2012“lessons from PISA for Japan”を原文である英文で読めば、建議の日本語訳が教育費支出抑制を合理化するための恣意的な訳文と部分的引用であることがわかる。これらの文書は、全体として日本の教育費支出が低く教育条件改善に消極的なことを批判し、その改善を求めている、引用の部分は、少なすぎる教育費支出を学級人数の少人数化ばかりでなく、教員の給与増額や労働時間の削減、研修費などにも充てるべきと主張しているのであつて、決して少人数学級制の教育効果を否定しているものではない。

少人数学級制否定論その2～「少人数学級に取り組んだ学校の全国学力テストの成績は悪化した」

次に、建議は、2013年8月に文部科学省が公表した「全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証について」の結果から、少人数学級に取り組んだ学校の平均正答率は悪化したと評価を下している。しかし、その内容をよく分析すれば、少人数学級によって全国学力テストの成績が上がったとも下がったともいえないことは明らかである。⁴そもそも、文科省自身が学力テストの注意事項の中で、「調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえる」⁵と述べているように、学力テストの結果が児童生徒の真の学力を測定し得ず、その数値をもって教育施策の効果を検証し、その是非を判断しようとする事態が不適切である。また、少人数教育推進の論拠としたかった文科省の分析もいかげんで、「(文科省評価と)同じ基準に立つならば、(中略)悪化したと判断せざるを得ない」と斬り返されて、逆に少人数学級制の教育効果否定の論拠にされてしまっている。

少人数学級制否定論その3～「小1のいじめ、暴力行為、不登校発生件数に変化が見られない」

小1の35人学級については、「いじめ認知件数、暴力行為発生件数、不登校発生件数の小学校全体に占める小学校一年生の割合については、導入前(18～22年度)の平均10.6%、3.9%、4.7%)と導入後(23、24年度)の平均(11.2%、4.3%、4.5%)の間に顕著な変化は見られない。」ことを根拠に教育的効果を否定している。しかし、こうした数値は、学校や教職員が認知して報告したわずか2年の件数であつて、学級の人数が減って教師の目がゆきとどくようになれば問題行動が認知しやすくなるし、いじめ自殺事件等が注目されて認知件数が増えたといった要因も考えられる。いずれにしても、小1を40人学級に戻して、教職員4000人を削減、86億円を減らしたいという結論が先にあり、都合良く見えるデータを探し出してきたという財務省の魂胆が見え見えである。

3, 本当の30人学級をめざす研究と運動の再構築を

OECD加盟国など34カ国・地域が参加した「TALIS 2013」の調査結果が公表され、日本の中学校教員の労働時間は1週あたり53.9時間で、参加国中最も長い結果となった。そして、学級運営や教科指導などでの自己効力感に関する調査では、「できている」と回答した割合が軒並み参加国平均を大きく下回っていた。そして「学校における教育資源」への回答では、「資格をもつ教員や有能な教員」「特別な支援を要する生徒への指導

能力をもつ教員」が不足しているとの回答割合が参加国平均を大きく上回った。建議に倣い、OECD“Educationalatag glance2011”より引用するならば、「かなり高い私費負担と、日本の教師による法定時間を超えた長時間労働の受入は、重要な役割を果たしている。しかしながら、教師が彼らの生徒達に深く関わることや、家庭が無制限に私的教育に投資する能力を持続することは、困難であるといえるだろう。」OECDに指摘されるまでもなく、世界一多忙な日本の教育現場と高い私費教育負担に苦しむ保護者に今一番必要なのは、教職員数と教育費の改善であることはあきらかである。しかし、今回の予算案は、そうした教育現場の痛切な願いに背を向け、教育への希望と熱意をさらに失わせるものである。

これまで、教育条件の改善を求める国民の声は、少人数学級を求める世論となって、地方裁量による様々なかたちの部分的「少人数学級制」を実現し、全国標準としての35人学級を小1において実現させてきた。そして小2では臨時的予算措置とはいえかろうじて全国に35人学級を実現させている。これらの学級では、「発言や活躍の機会が増えた」「落ち着いた環境で学べる」「問題行動が減った」等、様々な教育的効果が報告され、実施した学校の保護者・教職員・子どもからは、おおむね歓迎の声が寄せられている。しかし、部分的ゆえの限界による矛盾も現れ、一刻も早く国の責任での全面的な完全実施を求めているのが、自治体や学校現場の切実な声である。こうした実態から成果と課題についてしっかりと分析して改善をはからなければ、今後地方分権改革が進展するにしたいが、一方では引き続き地方裁量による少人数学級制の維持・拡大を図る比較的財政のゆとりがある自治体と、財政難や費用対効果などを理由に、こうした到達点が後退させられる自治体とに分岐していく時期にきているのではないかと。政府による少人数学級化政策の後退という局面を迎え、本会が「本当の30人学級」という表現で主張してきた少人数学級制の内容、及び法・財政制度などについて改めて研究を深め、広く発信していく必要を感じている。

時の政権や財政事情などに左右されず、日本の教育条件を維持・向上させていくためには、高い水準の教育条件をナショナルミニマム（国による最低保障）として保障するための制度を構築する必要がある。教育現場の必要充足を原則とする最低基準を定めた教育条件基準法と、それを確実に実施するために政権や財政当局に介入を受けずに財政支出を可能とする教育財政制度を、学級編制や教職員配置にとどまらず、教育のあらゆる場面に則して制定・整備させることが必要である。これまで、教育のナショナルミニマム保障法制として機能してきた義務標準法と義務教育国庫負担法をはじめとする教育財政関係法制を、改めて再評価し、抜本的に再編整備することが重要である。

そのために、各地の実態をリアルに分析し、研究と運動を再構築する必要がある。私たちゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会は、学級編制と教職員配置などの教育条件について調査研究を進め、共に改善の道をさぐっていききたい。

1 今回の予算案を「教職員定数純減（▲100人）」とする報道がなされている。従来、基礎定数部分の「自然減」を超える「合理化減」が、定数の「純減」とされてきた。財務省は「学校統合支援による政策減」による基礎定数減を「自然減」ではなく「合理化減」として解釈している。この数で見た時には「純減（100人）」となるが、この基礎定数減（600人）を「自然減」だと見るならば500人の「純増」とみることもし得る。それでも、「自然減」（3600人）と合理化減（400人）と合わせると差引（純増減）は3100人の大幅減である。

2 『教育の無償性を実現する - 教育財政法の再構築 - 』最終章 世取山洋介・福祉国家構想研究会編 大月書店2012年

3 引用は以下のとおり「1人当たり教育支出を増やせば、学力成果が上がるというものではない」「学級規模を縮小することは一般的に費用が高く、教師の質向上への投資と比べて学力向上のための効率的な支出ではないことを示している」「教育の追加投資の多くが学級規模の縮小に充てられていることが問題の本質である」「これまで学級規模の縮小を教員の質への投資よりも優先する傾向があった。この優先順位は修正される必要がある」

4 「平成26年度文部科学省予算についての見解 - 少人数学級化加配定数400人減の意図するもの - 」調べる会HP を参照

5 「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項」2012年

